

西都市重層的支援体制整備事業 実施計画

令和8年8月
西都市

目次

1 重層的支援体制整備事業実施計画の策定	3
(1) 計画策定の背景	3
(2) 計画の位置づけ	4
(3) 計画期間	4
2 西都市における重層的支援体制整備事業	5
(1) 重層的支援体制整備事業の概要	5
(2) 各事業の実施内容	6
相談支援	6
①包括的相談支援事業	6
②多機関協働事業	6
③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	7
参加支援	7
①参加支援事業	7
地域づくりに向けた支援	8
3 会議体の構成等	9
(1) 重層的支援会議について	9
(2) 重層的支援体制整備事業の推進体制	10
4 モニタリング指標と進捗管理	11
(1) モニタリング指標	11
(2) 計画の進捗管理	11
5 資料編	13

1 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

(1) 計画策定の背景

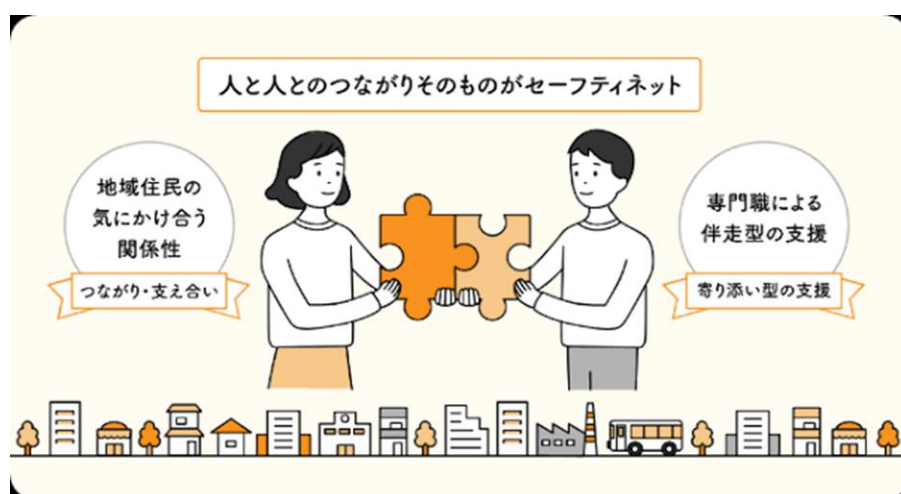
これまでの社会福祉分野においては、頼れる家族や終身雇用、地域でのつながりなどの機能を前提として、高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉、生活困窮など、属性別や対象者のリスク別の制度を基本に細分化しつつ発展し、それぞれに対応した専門的支援が提供されてきました。

しかしながら、少子高齢化や人口減少が加速する中、前提としてきた家族や職場における支え合い機能の脆弱化が進み、地域の担い手不足に加え、ライフスタイルや価値観の多様化、地域住民同士のつながりの希薄化も相まって、社会的孤立や育児と介護のダブルケア、非正規雇用の増加、8050問題のように、個人や世帯が抱える生きづらさも複雑化・多様化し、地域における様々な生活上のリスクが交錯している状況において、対象者別の各制度による支援では対応が難しい、極めて個別性が高いケースも増加しています。

このような社会、経済情勢の変化の中において、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域社会の実現のために、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」、「支えられる側」という従来の関係性を超え、地域住民が一人ひとりの多様性を認め合い、人と人、人と社会資源がつながり、支え合う地域共生社会への取組みの推進が強く求められています。

このような要請の中、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和3年4月1日に施行され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための取組みとして、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

これらを踏まえ、本市における包括的支援の体制づくりを構築するため、重層的支援体制整備事業に取組み、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現に向けた具体的な事業計画を定めるため、西都市重層的支援体制整備事業実施計画を策定しました。

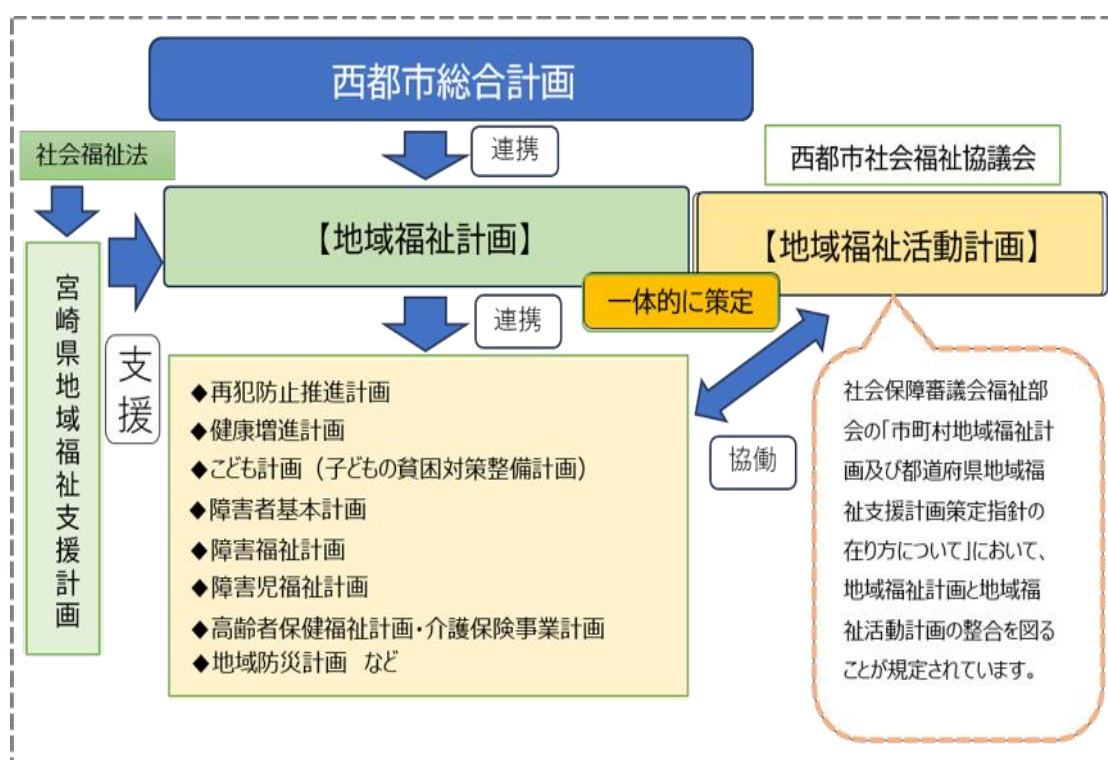


(出典:厚生労働省)

(2) 計画の位置づけ

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、実施計画を策定するよう努めるものとされており(社会福祉法第106条の5)、本実施計画は当該規定に基づき策定するものです。

策定にあたっては、各福祉計画の上位計画である西都市地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念「みんなで支え合う地域福祉のまち・西都」に基づき、これを実現するための具体的な事業計画として「重層的支援体制整備事業実施計画」を位置づけ、他の関連計画との整合、連携を図ります。



重層的支援体制整備事業実施計画は、上記各分野における施策と整合を図り、共に連携しながら実施する。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年(2026)9月から第4次西都市地域福祉計画・西都市地域福祉活動計画の終期である令和11(2029)年度末までとします。

しかしながら、国の福祉施策の動向や本計画の実施進捗状況、効果等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを随時行っていきます。

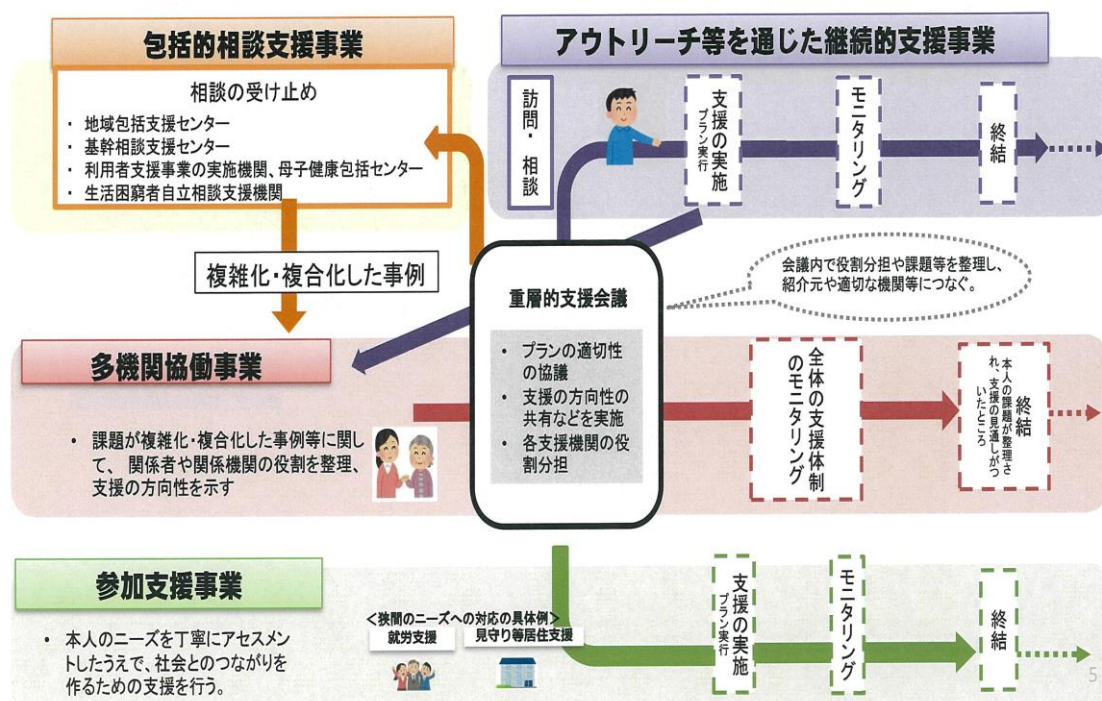
2 西都市における重層的支援体制整備事業

(1) 重層的支援体制整備事業の概要

本市では市全体の支援関係機関が、これまでに培ってきた包括的相談支援事業や地域づくり事業における支援の枠組みを活かしつつ、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「①多機関協働事業」、「②アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「③参加支援事業」を新たに組み合わせ、全事業を一体的に実施することで、誰一人取り取りこぼさない、されない地域づくりを目指します。

重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることをめざす。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



(出典:厚生労働省)

(2) 各事業の実施内容

●相談支援

① 包括的相談支援事業

既存の各分野の支援体制を維持しつつ、他の分野の各部署と連携して対応する形態で、従来の機能を基本に、様々な課題を抱えた人の相談の受けとめや、他の支援関係機関へのつなぎなど、市民の各種のニーズに対応するという、連携強化型の体制を構築します。生活課題が複雑化・複合化した支援困難ケースは、多機関協働事業につながります。

実施事業	対象分野	運営形態	実施体制	拠点数
地域包括支援センターの運営	高齢者	委託	【所管課】 健康ほけん課 【支援機関】 ・西都市南地区地域包括支援センター ・西都市北地区地域包括支援センター	2
障害者相談支援事業	障がい	委託	【所管課】 福祉課 【支援機関】 ・西都市障害者(児)基幹相談支援センター ・西都市障がい者生活サポートセンター なごみ ・サポートセンター清水台 ・指定相談支援事業所 うから ・相談サポートセンターひむか ・新富町自立支援センター びー玉 ・相談支援センター 笑顔 ・るるテラス ・地域生活支援センターすみよし	9
利用者支援事業	子ども	直営	【所管課】 こども家庭課 【支援機関】 こども家庭センター	1
生活困窮者自立相談支援事業	困窮	直営	【所管課】 福祉課 【支援機関】 生活困窮者自立相談支援窓口	1

② 多機関協働事業

多機関協働事業とは、包括的相談支援体制等によりつながれたケースのうち、従前の各分野別の仕組みでは対応が困難な複雑化・複合化した支援ニーズを有するケースに対して、本人やその世帯に関する課題の把握・整理や、支援の方向性、支援プランの作成、各支援関係機関の役割分担等を定め、チームとして支援者支援を行っていくためのコーディネートを行います。

本事業においては、各支援関係機関との情報共有や連携が不可欠であり、事業を

円滑に実施するために重層的支援会議や支援会議を開催するとともに、必要に応じて、本人等に対し多機関協働事業者が直接アセスメントを行います。

実施事業	実施形態	実施体制
多機関協働事業	委託（一部直営）	【所管課】 福祉課 【支援機関】 ・西都市社会福祉協議会

③ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複合化・複雑化した課題を抱えているために必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人などの情報をキャッチし、本人やその家族に対して家庭訪問等による働きかけを行うなど直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人等とのつながりづくりに向けた支援を行います。

実施事業	実施形態	実施体制
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	委託	【所管課】 福祉課 【支援機関】 ・西都市社会福祉協議会

●参加支援

① 参加支援事業

本人やその世帯が、地域や社会との関わり方を自ら選択していく「自律的な生活」を継続していく中で、家庭や地域との社会的なつながりや役割を築き上げるために、地域における多様な資源との接点を確保し、もって孤立の解消を目指す支援を行います。

実施事業	実施形態	実施体制
参加支援事業	委託	【所管課】 福祉課 【支援機関】 ・西都市社会福祉協議会

● 地域づくりに向けた支援

高齢、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組みを活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や、地域住民が気に掛け合う関係性を構築するための居場所づくり等、地域全体のつながりを豊かにする地域資源開発等の環境整備を行います。

実施事業	実施形態	実施体制
地域介護予防活動支援事業	直営 助成	【所管課】 健康ほけん課 【支援機関】 西都市社会福祉協議会 百歳体操実施地区活動団体 【実施内容】 社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施と活動支援
生活支援体制整備事業	委託	【所管課】 健康ほけん課 【支援機関】 西都市北地区地域包括支援センター 西都市南地区地域包括支援センター 【実施内容】 地域課題と社会資源の把握を行い、ニーズと資源のマッチング、ニーズに対応する新たな社会資源の創出、地域での支え合い活動の担い手養成等を実施
地域活動支援センターの基本事業	助成	【所管課】 福祉課 【支援機関】 ・清水台通所センター 【実施内容】 創作活動、生産活動の機会提供、社会との交流の促進等
地域子育て支援拠点事業	助成	【所管課】 こども家庭課 【支援機関】 ・地域子育て支援センターつばさ館 ・地域子育て支援センターぷらむ 【実施内容】 子育て支援の拠点として子育て中の方々の交流の場の提供、交流の促進、子育てや障がい児等に関する相談、支援の実施、情報提供等、総合的な子育てサポートを実施。

生活困窮者支援等のための地域づくり事業	委託	【所管課】 福祉課 【支援機関】 ・西都市社会福祉協議会 【実施内容】 福祉協力員の設置による民生委員と連携した友愛訪問や安否確認を行う。また、見守り活動を展開する小地域ネットワークづくりやサロン活動を支援する。
---------------------	----	--

3 会議体の構成等

(1) 重層的支援会議について

重層的支援体制整備事業では、多職種・多機関による連携・協働包括的な支援を実施するため、重層的支援会議または支援会議を開催します。

重層的支援会議は、支援関係機関との情報共有について、本人の同意を得たケースに対して、各支援関係機関間の役割分担・支援の方向性の共有を行い、社会福祉法第106条の4第2項で規定する支援プランの作成・協議等を行う場であり、案件ごとに構成メンバーを決定し、随時の開催とします。

○重層的支援会議における重要な3つの役割

ア)プランの適切性の協議

多機関協働事業者等が作成したプラン案について、本市と支援関係機関が参加する協議のもとで適切性の判断及び支援プランの決定及び共有を行う。

イ)プランの評価

決定された支援プランに設定している支援期間の終期において、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するか継続するかの検討を行う。

終結の判断については、本人やその世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、プランによって、支援関係機関の役割分担について合意形成を図ることができ、その後の本人やその世帯に対する伴走支援体制が整ったことをもって、一旦終結するものとする。

なお、終結後に本人やその世帯の状態や、その取り巻く環境に変化が生じ、再度課題の確認や支援関係機関の役割分担等の整理が必要となった場合は、多機関協働事業による支援を再開することとする。

ウ)社会資源の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取組の検討を行う。

※この会議における支援プラン案は、多機関協働事業者、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者、参加支援事業者が作成するプラン案です。

支援会議とは、社会福祉法第106条の6に規定されている会議です。個人情報の利用について本人の同意が得られていない案件について、会議の構成員に守秘義務を課し、日常生活を営むための支援・見守り等の必要な体制の検討を行うことで、潜在的な生活課題を抱える人に関する情報の共有等が可能になります。本市においては、多機関協働事業者等とともに、案件ごとに構成メンバーを選定して随時開催することとします。

《重層的支援会議・支援会議を開催するケース基準》

- ①複雑化・複合化した課題を有し、世帯としての支援が必要であること。
- ②既存制度等では対応できない支援ニーズがあり、現存の支援体制では対応が難しい狭間のケースであること。
- ③これまでどの支援関係機関でも対応できていなかったケースであること。
- ④地域資源の利活用や開発及び新たな支援の仕組みにつなげたいケースであること。
- ⑤多機関の連携による伴走的な支援を必要としているケースであること。

《資料編》

実際の運用については、後掲の資料編にある「重層的支援会議・支援会議運営フローチャート」や各種運用様式集に基づき実施して行く。

(2) 重層的支援体制整備事業の推進体制

本市では、市民からの複雑化・複合化した相談を受け止め、適切な機関へつなぐことを全職員が取り組むこととし、関係機関や市民に対し、本事業の周知を図ります。

4 モニタリング指標と進捗管理

(1) モニタリング指標

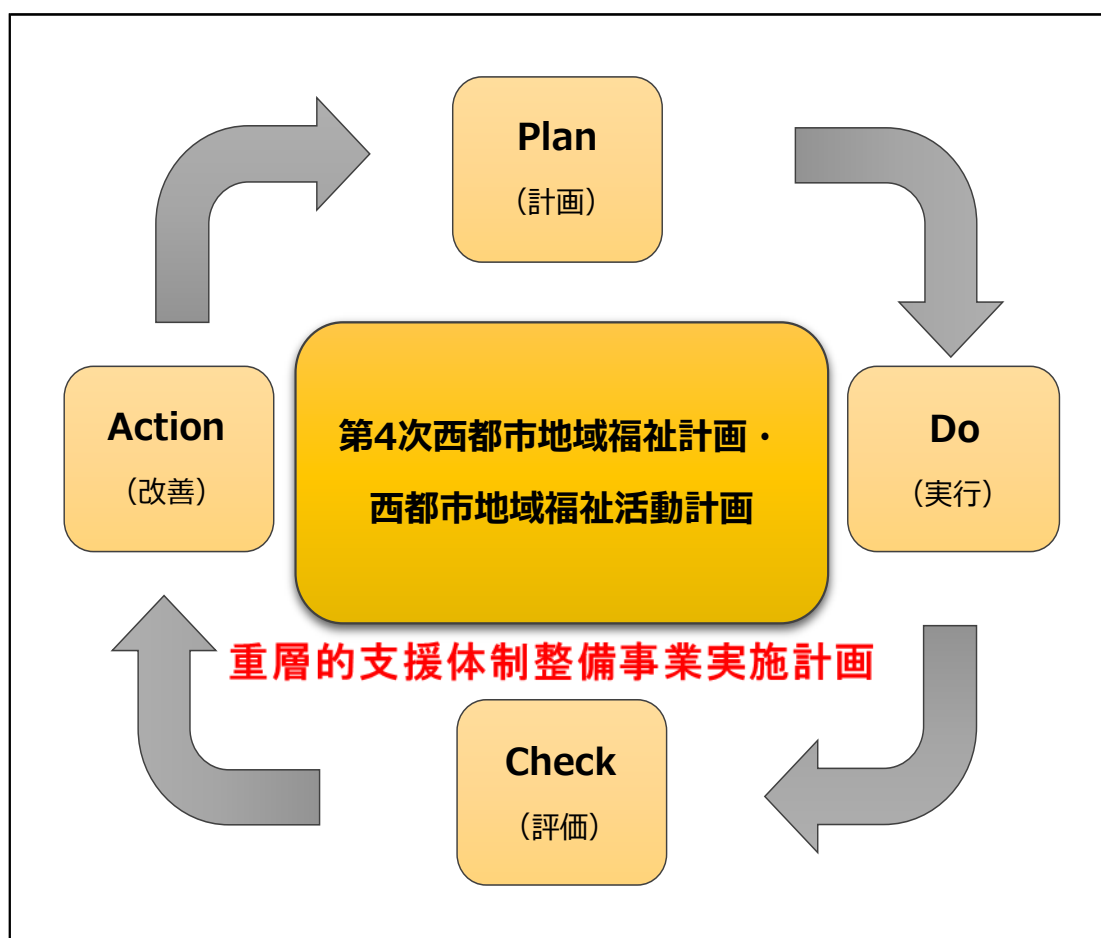
成 果	計画値(R8)	計画値(R9)	計画値(R10)	計画値(R11)
	実績値(R8)	実績値(R9)	実績値(R10)	実績値(R11)
多機関協働事業につながった相談件数	5	10	10	10
重層的支援会議(多機関協働事業)の開催件数	4	8	8	8
支援会議(多機関協働事業)の開催件数	4	6	6	6
多機関協働事業者によるプラン策定件数	4	7	7	7
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者によるプラン策定件数	1	2	2	2
参加支援事業者によるプラン策定件数	1	1	1	1
参加支援事業による本人と地域資源とのマッチング件数	1	1	1	1
地域づくり事業による居場所や制度等の資源開発件数	1	2	2	2
重層的支援会議・支援会議を経て未だ継続中の件数	2	3	3	3
重層的支援会議・支援会議を経て課題終結に至った件数	2	4	4	4

(2) 計画の進捗管理

本計画は、第4次西都市地域福祉計画・西都市地域福祉活動計画に定める「【基本目標3】多様な課題に応える重層的支援体制の構築」に関する具体的な計画を定めるものです。

したがって、本計画に基づき地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくために、市の事業や地域活動の取り組みをPlan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Action(改善)の4段階を繰り返すことにより施策・事業を継続的に改善するPD

CAサイクルを用いて点検・管理、見直しを行っていきます。



※PDCAサイクルを実施するにあたっては、自己点検ツールとして、厚生労働省が令和7年度社会福祉推進事業の中で作成した「包括的な支援体制の整備に向けた取組の進捗状況を確認するためのロジックモデル・指標案」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)を活用し、その成果等の整理を行い、その後の取り組み方法等の見直しを検討していくこととする。